

(注意書)

暴力団員等に該当しない旨の**陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票 (個人の場合)

資格証明書 (法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し(宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

◆ ◆ ◆ 陳述書を記載するにあたっての注意 ◆ ◆ ◆

※該当する□にチェックを入れてください。

他者から資金を渡されるなどして買受ける申出をする場合のみチェックが必要です。

※原則チェックは不要です。

陳述書 (買受申出人(個人) 本人用)			
前橋地方裁判所		支部 執行官 殿	
事件番号	☐ 平成 ☐ 令和	年()第 号	物件番号
陳述	私は、暴力団員等ではありません。		
	私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受する者ではありません。		
	☐	自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりで(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。	

※法人用、法定代理人用も同様です。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 10 日

前橋地方裁判所太田支部民事執行係

裁判所書記官 中村 倫子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 7 日から 令和 8 年 10 月 14 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 10 月 21 日 午前 9 時 00 分 場 所 前橋地方裁判所太田支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 11 月 11 日 午前 10 時 00 分 場 所 前橋地方裁判所太田支部民事執行係
特別売却 実施期間	令和 8 年 10 月 23 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 10 月 23 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 10 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	6, 520, 000 5, 216, 000	一括	1, 304, 000	71, 502	0
1	4, 140, 000				
2	2, 380, 000				

物 件 目 録

- | | | | | |
|---|-------|------------------------|-------------------|--|
| 1 | 所 在 | 太田市新田市野井町 | | |
| | 地 番 | 1 8 8 4 番 2 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 8 8 3. 1 0 平方メートル | | |
| 2 | 所 在 | 太田市新田市野井町 1 8 8 4 番地 2 | | |
| | 家屋 番号 | 1 8 8 4 番 2 | | |
| | 種 類 | 居宅 | | |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 | | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 1 1 4. 2 7 平方メートル | |
| | | 2 階 | 3 7. 2 6 平方メートル | |

物 件 明 細 書

令和 8年 7月31日

前橋地方裁判所太田支部民事執行係

裁判所書記官 須長 宏幸

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 1 所 在 太田市新田市野井町
 地 番 1884 番 2
 地 目 宅地
 地 積 883.10 平方メートル

- 2 所 在 太田市新田市野井町 1884 番地 2
 家屋 番号 1884 番 2
 種 類 居宅
 構 造 木造瓦葺 2 階建
 床 面 積 1 階 114.27 平方メートル
 2 階 37.26 平方メートル

令和8年8月4日

前橋地方裁判所太田支部 裁判官 様

前橋地方裁判所太田支部

執行官 齋藤 公秀

現況調査報告書（訂正）

令和7年（ケ）第53号担保不動産競売事件に係る令和7年11月18日付け
現況調査報告書のうち、

表紙に記載の受理年月日について、
「令和7年110月21日受理」とあるのを
「令和7年10月21日受理」と訂正する。

以上のとおり、訂正報告いたします。

令和7年(ケ)第53号
令和7年11月21日受理
令和7年11月18日提出

現況調査報告書

前橋地方裁判所太田支部

執行官 齋藤 公 秀 ㊞

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 太田市新田市野井町
地 番 1884番2
地 目 宅地
地 積 883.10平方メートル
- 2 所 在 太田市新田市野井町 1884番地2
家屋 番号 1884番2
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 114.27平方メートル
2階 37.26平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	群馬県太田市新田市新井町 1884番地2 (住居表示未実施)	
土地	物件1	
現況地目	☒ 宅地 (物件1) ☐ 公衆用道路 () ☐ ()	
形状	☒ 概ね公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が土地に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)	
その他の事項	☒ 本件土地上に簡易物置がある	
建物	物件2	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる (☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:	
物件目録にない附属建物	☒ ない 種類: ☐ ある { 構造: 床面積:	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 住居 として使用・占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
その他の事項	☒ 本件建物に附属して太陽光発電設備がある	
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 保管開始日 令和 年 月 日	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2枚目)

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B (債務者兼所有者 A の 母)	1 私は本件土地・建物の所有者 A の母です。A と私を含め家 族 3 人で本件建物に住んでいます。 2 ペットは飼っていません。 3 建物に雨漏り等の不具合はありません。 4 近隣との境界トラブルや異臭・騒音等はありません。 5 太陽光発電設備の所有権や稼働状況についてはよく分かり ません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

執行官の意見

■以下のとおり

1 本件各物件の状況

土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。

2 売却対象範囲

(1) 本件土地上にスチール製の簡易物置(写真⑨)がある。

これは定着性がなく建物とは認められないため、売却対象外の動産となる。

(2) 本件建物には太陽光発電設備が設置されている。

Bの陳述によれば、この太陽光発電設備に関する所有権の帰属や稼働状況は不明確であり、本件建物と同一の所有者に属していないおそれがあるため、売却対象にはならないものと思料する。

3 その他

(1) 本件土地の建物敷地を除いた部分は、樹木や雑草が生い茂った状態になっている。

(2) 本件建物には全体的に経年による傷みや汚損が見られる。特に1階には、ゴミ等が散乱している部分が複数ある。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年10月23日 16:20-16:30	前橋地方法務局 太田支局	☒ 隣地登記事項要約書交付申請 ☒ 本件土地上の登記建物(本件建物以外)不存在確認
令和7年10月23日 16:45-17:00	物件所在地	☒ 物件調査 ☒ 占有調査 ☒ 写真撮影 ☒ 事務連絡投函
令和7年10月24日 11:55-12:05	太田市役所	☒ 家屋平面図交付申請 ☒ 土地家屋現況図交付申請
令和7年11月12日 13:35-14:15	物件所在地	☒ 物件調査 ☒ 立入調査 ☒ 境界確認 ☒ 写真撮影 ☒ Bから聴取

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
 目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
 休日・夜間執行許可の提示をした。

☒ 令和7年11月12日 評価人同行

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)

新田市野井町

請 求 部 分	所 在	太田市新田市野井町				地 番	1884番2				
出 力 縮 尺	1/600	精 度 区 分		座 標 系 又 是 番 号 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図	
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原 図)	昭和50年11月13日			補 記 事 項		

(6 枚目)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年9月5日 前橋地方務局太田支局

登記官

(7 枚目)

A3をA4に縮小

0084068

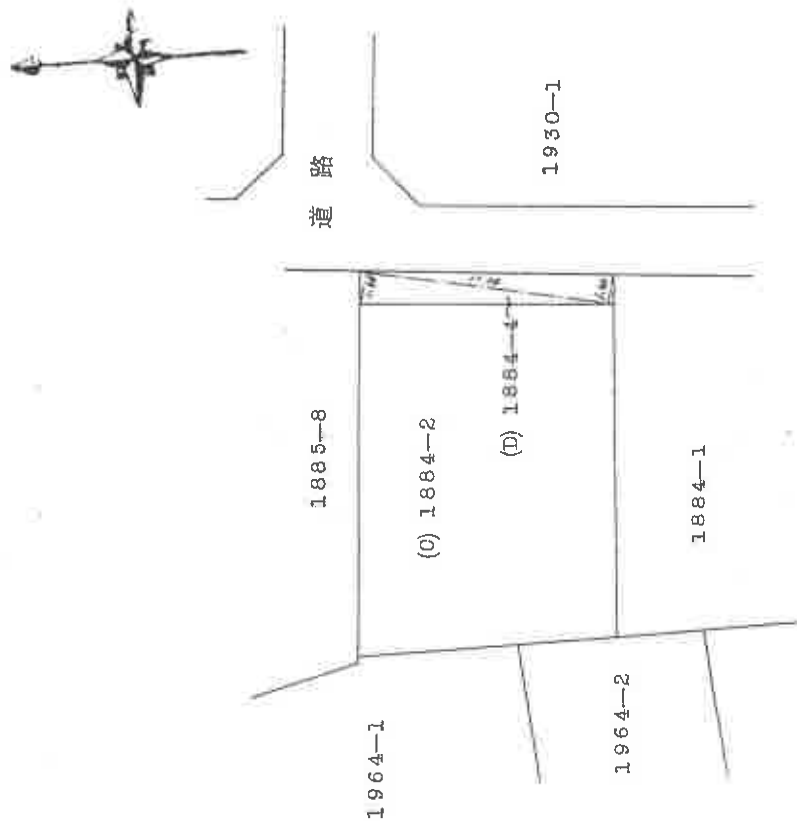
凡例		備考	測量の種別	図号	測量の種別
①	地籍	①	地籍	①	地籍
②	コンクリート杭	②	コンクリート杭	②	コンクリート杭
③	刻ミ	③	刻ミ	③	刻ミ

地番	1884-4
土地の所在	新田郡新田町大字市野井字萩原 太田市新田市野井町

地積測量図

(D) 求積

$$\frac{11.30 \times (1.40 + 1.40)}{2} = 15.82\text{m}^2$$



作製者
土地家屋調査士

（昭和58年7月12日作製）

申請人

縮尺
1/250

（群馬土地家屋調査士会用紙）

(8 枚目)

平成十八年二月廿二日登記

建物階平面図

家屋番号 1884-2

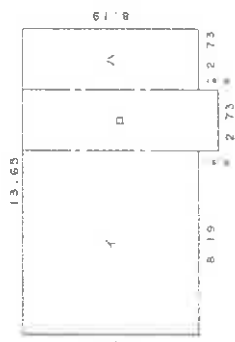
建物の所在 太田市新田市野井町1884番地2

各階平面図

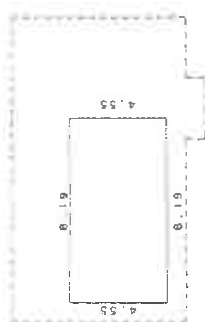
0460805

単位=m

1階



2階



作成者 1地家屋調査士

作成年 平成18年2月8日

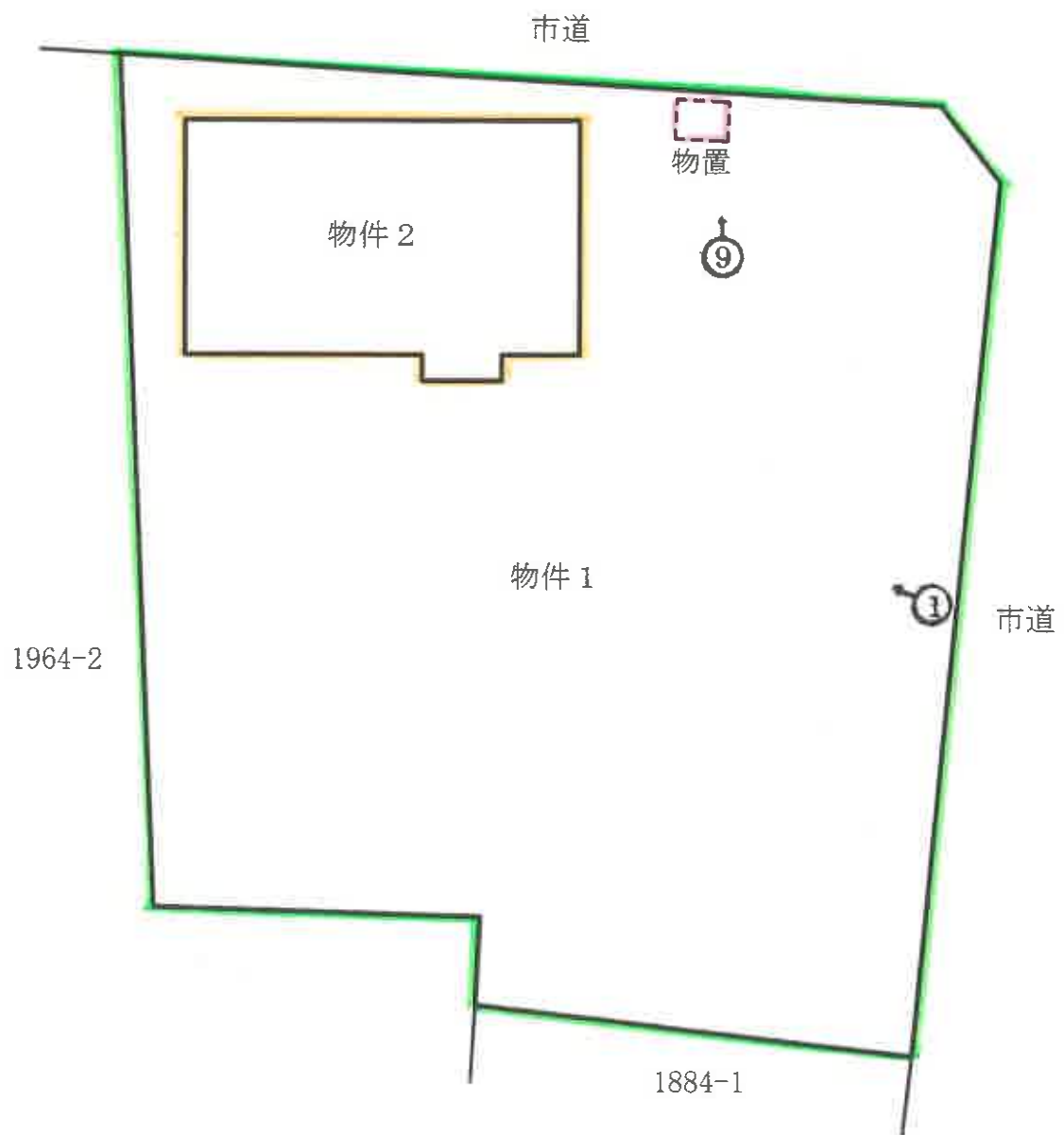
申請人

縮尺 1/250

縮尺 1/500

(群馬土地家屋調査士会)

土地建物位置関係図

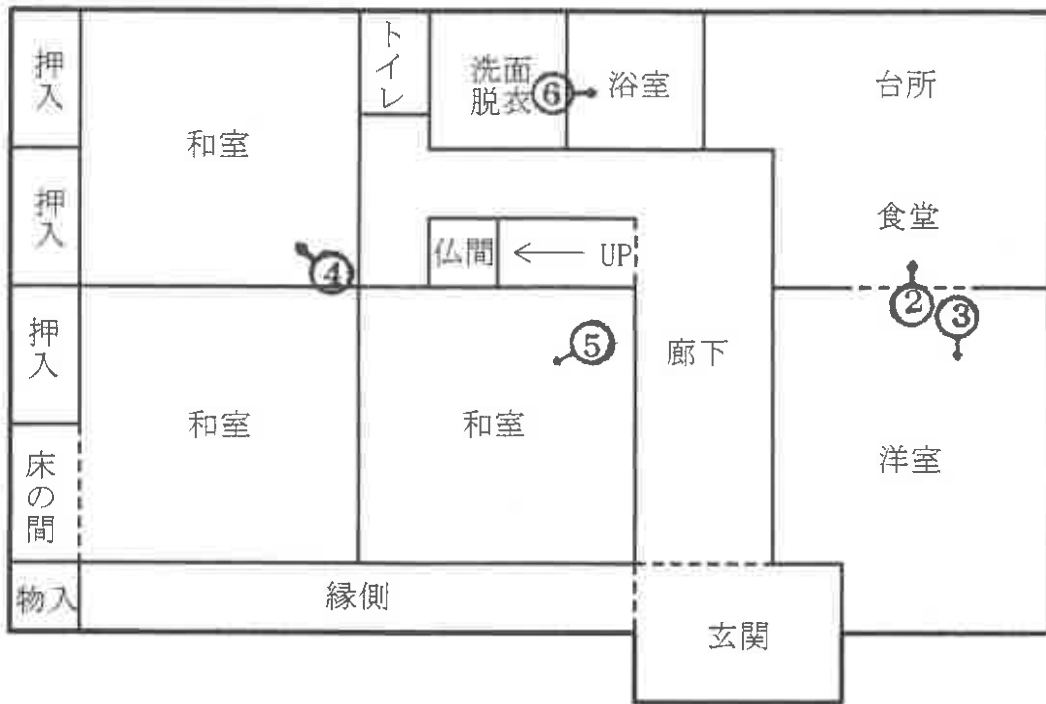


←○写真撮影位置・方向

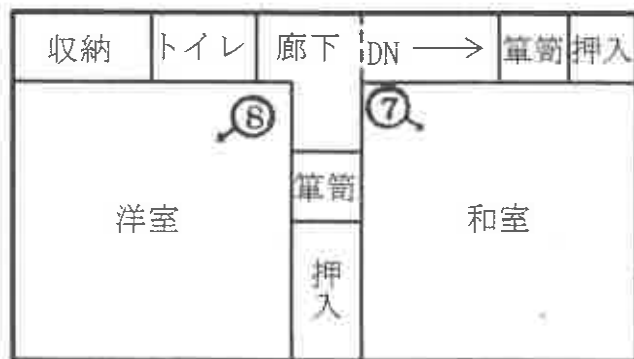
建物間取図



1 階



2 階



←○写真撮影位置・方向

(1 0 枚目)



①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨

令和 7 年 (ケ) 第 53 号
令和 7 年 11 月 12 日 現 地 調 査
令和 7 年 11 月 20 日 評 価

前橋地方裁判所 太田支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
西尾 直人 印

第1 評価額

一括価格	
金 6,520,000 円	
内訳価格	
物件1（土地）	金 4,140,000 円
物件2（建物）	金 2,380,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条 本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 地 地 地 在 番 目 積	太田市新田市野井町 1884番2 宅地 883.10m ²	同左
2	所 家 屋 番 号 種 構 造 床 面 積	太田市新田市野井町 1884番地2 1884番2 居宅 木造瓦葺2階建 1階 114.27m ² 2階 37.26m ²	同左
番号	特 記 事 項		
	特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	東武桐生 線 治良門橋 駅 南西 方 約 3.9 km （道路距離）
付 近 の 状 況	農家住宅、一般住宅のほか農地や平地林等からなる郊外の住宅地域
主な公法上の規制等	都 市 計 画 区 分 市街化調整区域
道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制	用 途 地 域 なし
	建 ペ い 率 70%
	容 積 率 200%
	防 火 規 制 ー
	そ の 他 の 規 制 ー
画 地 条 件	規 模 883.10 m ²
	形 状 ほぼ長方形
	間 口 ・ 奥 行 間口 約 30.8 m 平均奥行 約 28.7 m
	地 勢 ほぼ平坦
接 面 道 路 の 状 況	東 側 約 4.5m （認定幅員） 市道 にほぼ等高に接している。 建築基準法第42条1項1号道路である。
	北 側 約 4.0m （認定幅員） 市道 にほぼ等高に接している。 建築基準法第42条1項1号道路である。
	角地
土地の利用状況等	範 囲 物件1の土地
	利 用 状 況 物件2建物の敷地
	占 有 者 所有者
	利 用 権 原 法定地上権
	土地最優先担保権 抵当権 平成18年12月8日
	建物最優先担保権 抵当権 平成18年12月8日
	最先時建物存否 存在
	最先時土地建物所有者 同一
	建 物 新 築 時 期 昭和58年12月10日
	件 外 建 物 なし
	隣 地 等 市道、住宅等
供 給 処 理 施 設	上 水 道 あり
	ガ ス 配 管 なし
	下 水 道 不明
	太田市役所下水道課によると、農業集落排水の宅地内枡が1つ設置されているが、利用していないとのこと。
（注）供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常のコストで敷地内への引込ができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	

特 記 事 項	土 壌 汚 染	水質汚濁防止法による有害物質使用特定施設の届出はなく、土壌汚染対策法による区域指定もなかった。また不動産登記簿及び古地図によると、土壌汚染が存在する端緒は確認できなかった。よって、土壌汚染リスクは低いと思われる。
	埋 蔵 文 化 財	埋蔵文化財包蔵地の指定はない。
	そ の 他	・市街化調整区域内に位置するため、建物建築等を行う場合、原則として都市計画法第29条の開発許可を要すると同時に、同法第33条、第34条の開発許可基準を充足しなければならない。太田市役所建築指導課によると、開発許可の履歴は存在しないとのこと。このため、希望する利用方法が可能か同課へ事前に相談されたい。 ・売却対象外動産である物置が存在する。 ・庭木や雑草が隣接地に越境している。

2 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区分	主である建物	
建築時期及び経済的 残存耐用年数	新築年月日	昭和58年12月10日（登記簿記載）
	経過年数	41.9年
	経済的残存耐用年数	0.0年
仕様	構造	木造
	屋根	瓦葺
	外壁	リシン吹付等
	内壁	砂壁、ビニールクロス等
	天井	化粧合板、石膏ボード等
	床	畳、ビニールシート等
	設備その他	電気、給排水等 なし
床面積（現況）	1階	114.27㎡
	2階	37.26㎡
	延	151.53㎡
現況用途等	現況用途	居宅
	間取り	附属資料「建物間取図」のとおり。
品等	普通	
保守管理の状況	やや劣る	
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。	
特記事項	屋根に太陽光発電システムが存在するが、附合の有無や所有権帰属等の判断が困難なため、太陽光発電システムの価格は建物評価額に含まれていない。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

①建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番 号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付 減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	15,000	0.89	883.10	0.90	10,610,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

基準地	太田	—	22
-----	----	---	----

基準価格 18,200 円/㎡ × 時点修正 99.8 / 100 × 標準化補正 100 / 105.1 × 地域格差 100 / 115.0 = 標準画地価格 15,000 円/㎡

◇ 時 点 修 正 : 令和7年7月1日 から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : 方位等の画地条件を考慮した。

◇ 地 域 格 差 : 交通、環境条件格差等を考慮した。

イ 個 別 格 差 : 方位、角地、形状、規模等 を考慮して -11% と判定した。

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建 付 減 価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

②建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番 号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	166,000	151.53	0.01	250,000

ウ 現 価 率

番号	a			b	c
	耐用年数に基づく方法 (定率法) による現価率			観察減価法による現価率	現価率
2	経済的全耐用年数	24.0年	0.05	(1 - 80%)	0.01
	経過年数	41.9年			
	残価率	5%			

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格 (円) ア×イ＝ウ
1	10,610,000	0.35 法定地上権	3,710,000

イ 土地利用権等割合は、法的な保護が期待できるか否か並びに建物の性質等を総合的に勘案して判定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格の 控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	10,610,000	-3,710,000	—	1.00	0.60	4,140,000
2	250,000	+3,710,000	1.00	1.00	0.60	2,380,000
一括価格 (合計)						6,520,000

ウ 占有減価修正 : 必要なし。

エ 市場性修正 : 必要なし。

オ 競売市場修正 : 「第2評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

基準地 価格【 太田 22 】

所 在 : 太田市新田反町町577番1

価 格 : 18,200 円／㎡

位 置 : 東武伊勢崎 線 木崎 駅 道路距離 約 3.6 km に位置する

価 格 時 点 : 令和7年7月1日

地 積 : 891 ㎡

供給処理施設 : 水道

接 面 街 路 : 南側 6.0 m 市道
西側 側道

用 途 指 定 等 : 市街化調整区域 (建ぺい率 70% , 容積率 200%)

地 域 の 概 要 : 一般住宅と農家住宅が混在する住宅地域

第7 附属資料

位置図

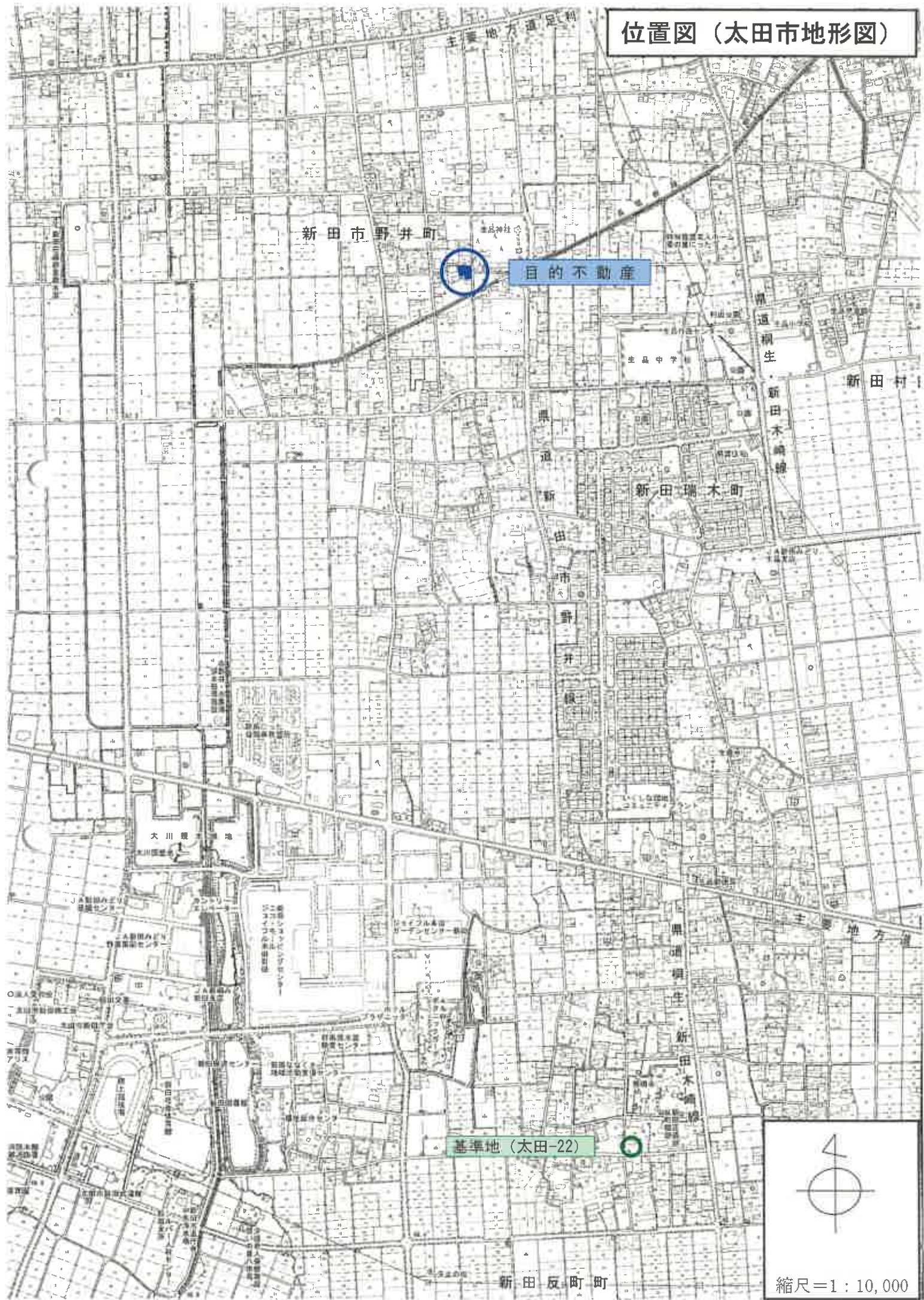
公図写

土地建物位置関係図

建物間取図

以 上

位置図（太田市地形図）



12-1

1891-1

1927-1

1926

1888-1

1889-3

1889-1

1928-3

1928-4

1888-2

1886-3

1889-2

1886-1

1885-1
1885-4

1928-5

1928-1

1888-3

1887-4

1964-3

1885-7

1885-6

物件1
1884-2

1885-9

1928-2

1929-2

1882-3

1964-2

1885-11

1930-2

1930-3

1930-1

1881-3

1882-1

1884-1

1883

1881-1

1885-6、-7
所有者：建設省
地目：公衆用道路

1884-4、1885-9、-10、-11
所有者：新田郡新田町
地目：公衆用道路

土地の区画を明瞭にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付け
土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

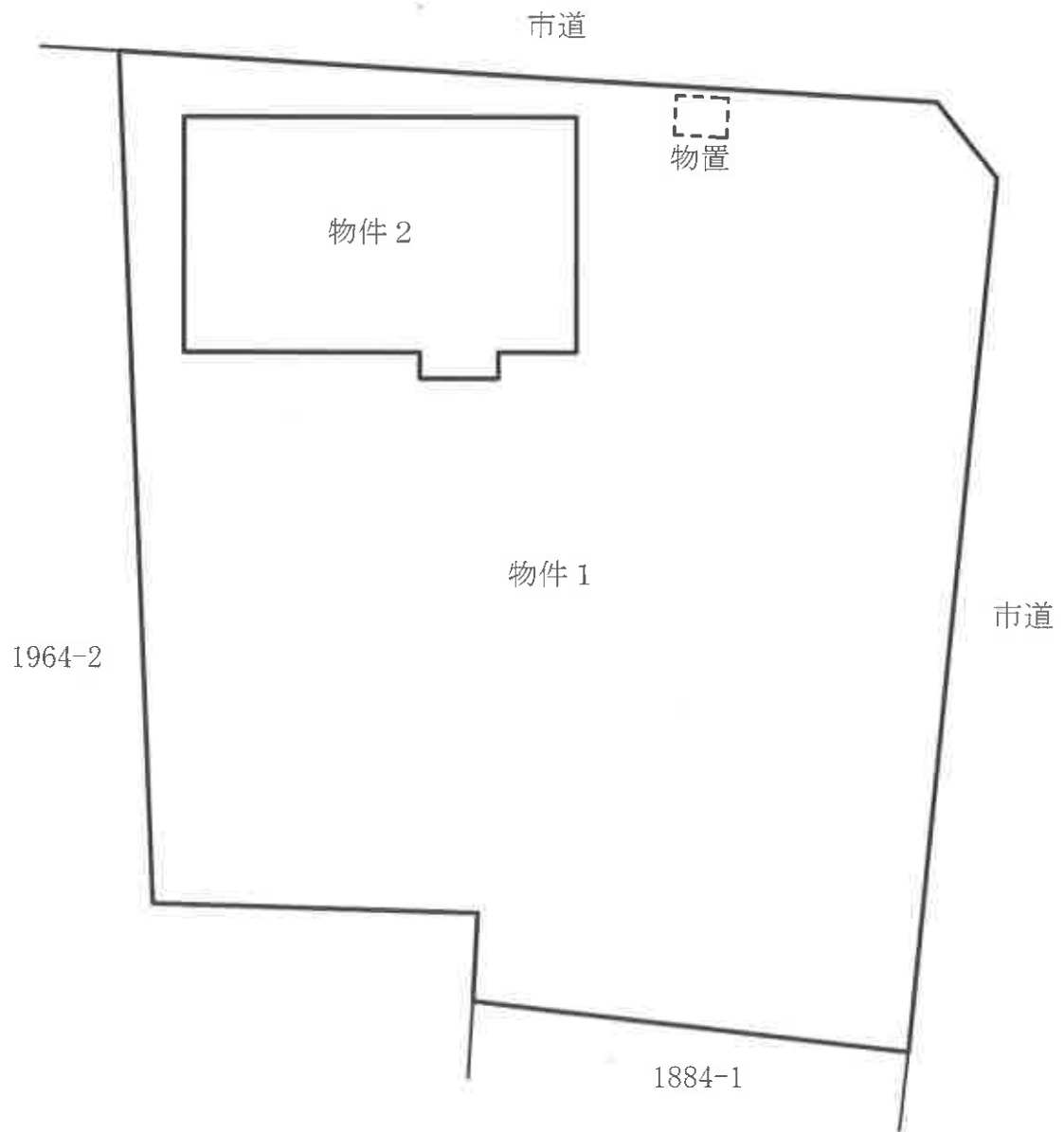
地番
区
域
見
出

新田市野井

縮尺：600分の1

公図写

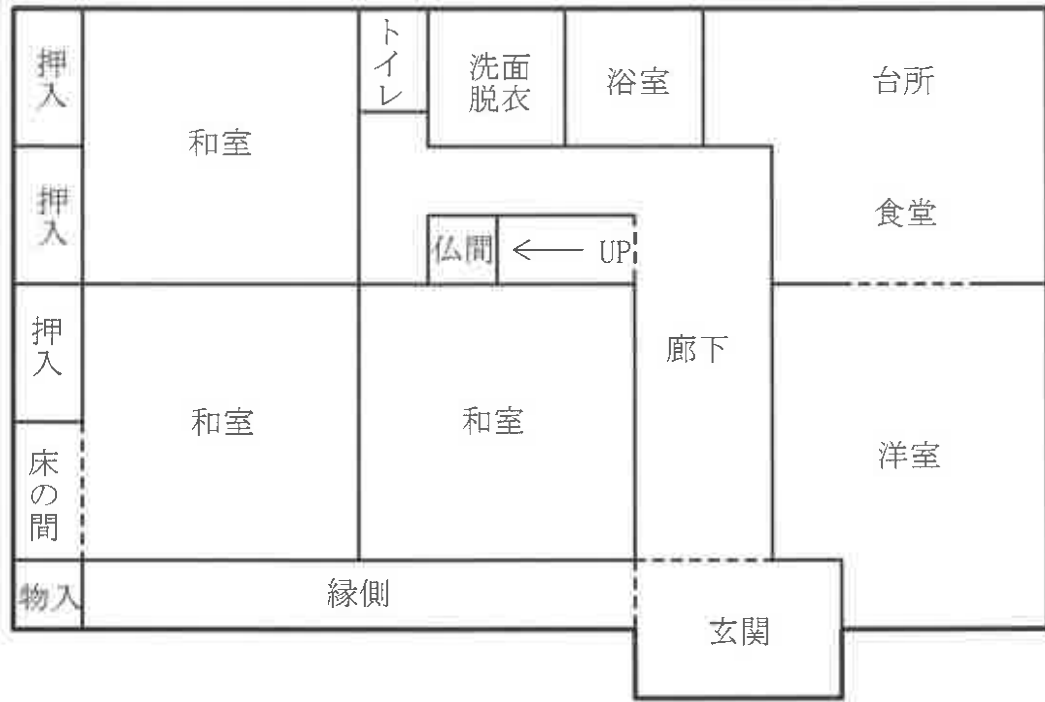
土地建物位置関係図



建 物 間 取 図



1 階



2 階

